

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年2月21日

【発行者の名称】 欧州投資銀行
(European Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 資本市場部
ヘッド・オブ・サステナビリティ・ファンディング
Aldo Romani

資本市場部
サステナビリティ・ファンディング・オフィサー
Dominika Rosolowska

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 海江田光
弁護士 海沼智也

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年12月18日
効力発生日	平成30年12月26日
有効期限	令和2年12月25日
発行登録番号	30 - 外債 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000,000,000,000円
発行可能額	1,000,000,000,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和2年2月21日（提出日）である。

【提出理由】 この訂正発行登録書は、発行登録書に一定の記載事項および添付書類を挿入または追加するため提出される。
（訂正内容については、以下のページを参照すること。）

【縦覧に供する場所】 該当なし

（注）本書中の「発行者」または「EIB」とは、欧州投資銀行（European Investment Bank）を指す。「メキシコペソ」とは、メキシコ合衆国の法定通貨を指す。「ブラジルレアル」とは、ブラジル連邦共和国の法定通貨を指す。「インドルピー」とは、インドの法定通貨を指す。「円」とは日本円を指す。「ユーロ」とは、欧州連合の一部の加盟国が採択した欧州単一通貨を指す。「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨を指す。

【訂正内容】

(以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。)

欧州投資銀行2023年3月満期メキシコペソ建債券(環境貢献債)、
欧州投資銀行2023年3月満期ブラジルリアル建債券(円貨決済型)(環境貢献債)
および
欧州投資銀行2023年3月満期インドルピー建債券(円貨決済型)(環境貢献債)
に関する情報

(注)環境貢献債(CAB)とは、クライメート・アウェアネス・ボンド(気候変動への意識を高めるための債券)のフレームワークに基づき発行される債券である。

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2【売出債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度、本債券に関する「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。本書中の未定の事項は2020年3月中旬頃に決定する。

本「第2 売出債券に関する基本事項」には、3本の異なる種類の債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、欧州投資銀行2023年3月満期メキシコペソ建債券(環境貢献債)(以下「メキシコペソ建債券」という。)、欧州投資銀行2023年3月満期ブラジルリアル建債券(円貨決済型)(環境貢献債)(以下「ブラジルリアル建債券」という。)および欧州投資銀行2023年3月満期インドルピー建債券(円貨決済型)(環境貢献債)(以下「インドルピー建債券」という。)の間で異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの債券に関し内容を分けて記載している。一方、それぞれの債券の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの債券に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。

まとめて記載した場合(文脈により別途提示または意味しない場合、記載は3種の債券に適用されるとみなされる。)、これら3本の債券を「本債券」と総称する。そうではない場合、「本債券」は、メキシコペソ建債券の個別の記載においては「メキシコペソ建債券」を意味し、ブラジルリアル建債券の個別の記載においては「ブラジルリアル建債券」を意味し、インドルピー建債券の個別の記載においては「インドルピー建債券」を意味する。メキシコペソ建債券の個別の記載、ブラジルリアル建債券の個別の記載およびインドルピー建債券の個別の記載において定義されるその他の用語は、メキシコペソ建債券については、メキシコペソ建債券のかかる個別の記載において定義された意味を、ブラジルリアル建債券については、ブラジルリアル建債券のかかる個別の記載において定義された意味を、またインドルピー建債券については、インドルピー建債券のかかる個別の記載において定義された意味を有する。

1【売出要項】

売出人

会社名	住所
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

メキシコペソ建債券

売出債券の名称	欧州投資銀行2023年3月満期 メキシコペソ建債券（環境貢献債）（注1）		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	（未定） メキシコペソ
各債券の金額	額面金額 100,000メキシコペソ （注2）	売出価格	額面金額の100.000%
売出価格の総額	（未定） メキシコペソ	利率	年（未定）% （年2.000%から年8.000%を仮 条件とする。）（注3）
利払日	3月23日 および9月23日	償還期限	2023年3月23日 （ロンドン時間）
売出期間	2020年3月12日から 2020年3月23日まで	受渡期日	2020年3月24日 （日本時間）
申込取扱場所	売出人および売出取扱人（下記「売出しの委託契約の内容」に定義される。）なら びに下記（注4）記載の金融機関の日本における本店および各支店		

ブラジルリアル建債券

売出債券の名称	欧州投資銀行2023年3月満期 ブラジルリアル建債券（円貨決済型）（環境貢献債）（注1）		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	（未定） ブラジルリアル
各債券の金額	額面金額 10,000ブラジルリアル （注2）（注5）	売出価格	額面金額の100.000%
売出価格の総額	（未定） ブラジルリアル	利率	年（未定）% （年0.500%から年6.000%を仮 条件とする。） （注3）（注5）
利払日	3月23日 および9月23日	償還期限	2023年3月23日 （ロンドン時間）
売出期間	2020年3月12日から 2020年3月23日まで	受渡期日	2020年3月24日 （日本時間）
申込取扱場所	売出人および売出取扱人（下記「売出しの委託契約の内容」に定義される。）なら びに下記（注4）記載の金融機関の日本における本店および各支店		

インドルピー建債券

売出債券の名称	欧州投資銀行2023年3月満期 インドルピー建債券（円貨決済型）（環境貢献債）（注1）		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	（未定） インドルピー
各債券の金額	額面金額 100,000インドルピー （注2）（注5）	売出価格	額面金額の100.000%
売出価格の総額	（未定） インドルピー	利率	年（未定）% （年1.500%から年6.500%を仮 条件とする。） （注3）（注5）
利払日	3月23日 および9月23日	償還期限	2023年3月23日 （ロンドン時間）
売出期間	2020年3月12日から 2020年3月23日まで	受渡期日	2020年3月24日 （日本時間）
申込取扱場所	売出人および売出取扱人（下記「売出しの委託契約の内容」に定義される。）なら びに下記（注4）記載の金融機関の日本における本店および各支店		

共通事項

- （注1）本債券は、発行者の2014年12月8日付の債券発行プログラム（以下「債券発行プログラム」という。）および本債券に関する最終条件書に基づき、2020年3月23日（以下「発行日」という。）にユーロ市場において発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。
- （注2）メキシコペソ建債券の申込単位は100,000メキシコペソとし、最低申込金額は200,000メキシコペソとする。ブラジルリアル建債券の申込単位は10,000ブラジルリアルとし、最低申込金額は20,000ブラジルリアルとする。インドルピー建債券の申込単位は100,000インドルピーとし、最低申込金額は500,000インドルピーとする。
- （注3）上記仮条件は、2020年2月17日現在の市場環境等を踏まえて設定されたものであり、最終の条件は、条件決定日における市場環境等を勘案した上で決定されるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。
- （注4）売出人および売出取扱人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- （注5）ブラジルリアル建債券の額面金額および利息額はブラジルリアル建てであり、インドルピー建債券の額面金額および利息額はインドルピー建てであるが、これらの通貨は通貨規制により取引が制限されているため、償還金および利息の支払は円貨で行われる。詳細については、「2. 利息支払の方法」および「3. 償還の方法 - (1)最終償還」を参照のこと。なお、償還期限（下記「3. 償還の方法 - (1)最終償還」に定義される。）前の償還については、下記「11. その他 - (1)債務不履行事由」を参照のこと。

摘要

- 本債券の各申込人は、売出人または売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設する必要がある。本書に別途規定される場合を除き、各申込人が売出人または売出取扱人との間で行う本債券の取引に関しては、売出人または売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款の規定に従って、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
 売出人または売出取扱人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われず。なお、本債券の券面については、下記「11. その他 - (2)包括無記名式債券」を参照のこと。
- 本債券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーションSに従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘

または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

3. 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される信用格付またはかかる信用格付業者によって提供されまたは閲覧に供される予定の信用格付はない。

なお、発行者は、本書の日付現在、かかる登録を受けていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）であるスタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー（以下「S&P」という。）よりAAAの長期発行体格付を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAaaの長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス・インク（以下「フィッチ」という。）よりAAAの長期発行体格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチは、それらのグループ内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第116条の3第2項に定義される。）である。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されている。S&P、ムーディーズおよびフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれインターネット上で公表されている。

売出しの委託契約の内容

メキシコペソ建債券

該当なし

ただし、売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）に本債券の売出しの取扱いを委託している。

会社名	住所
九州FG証券株式会社	熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地5
京銀証券株式会社	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
ぐんぎん証券株式会社	群馬県前橋市本町二丁目2番11号
ごうぎん証券株式会社	島根県松江市津田町319番地1
四国アライアンス証券株式会社	愛媛県松山市三番町五丁目10番地1
とうほう証券株式会社	福島県福島市大町3番25号
北洋証券株式会社	北海道札幌市中央区北一条西三丁目3番地

ブラジルリアル建債券

該当なし

ただし、売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）に本債券の売出しの取扱いを委託している。

会社名	住所
九州F G証券株式会社	熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地 5
京銀証券株式会社	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
ぐんぎん証券株式会社	群馬県前橋市本町二丁目 2 番11号
ごうぎん証券株式会社	島根県松江市津田町319番地 1
四国アライアンス証券株式会社	愛媛県松山市三番町五丁目10番地 1
七十七証券株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号
とうほう証券株式会社	福島県福島市大町 3 番25号
南都まほろば証券株式会社	奈良県奈良市西大寺東町二丁目 1 番56号
北洋証券株式会社	北海道札幌市中央区北一条西三丁目 3 番地
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市南町三丁目 4 番12号

インドルピー建債券

該当なし

ただし、売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）に本債券の売出しの取扱いを委託している。

会社名	住所
九州F G証券株式会社	熊本県熊本市中央区紺屋町一丁目13番地 5
京銀証券株式会社	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
ぐんぎん証券株式会社	群馬県前橋市本町二丁目 2 番11号
ごうぎん証券株式会社	島根県松江市津田町319番地 1
四国アライアンス証券株式会社	愛媛県松山市三番町五丁目10番地 1
七十七証券株式会社	宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号
とうほう証券株式会社	福島県福島市大町 3 番25号
南都まほろば証券株式会社	奈良県奈良市西大寺東町二丁目 1 番56号
北洋証券株式会社	北海道札幌市中央区北一条西三丁目 3 番地
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市南町三丁目 4 番12号

債券の管理会社

該当なし

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・イー、 ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	ロンドン E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、 シティグループ・センター13階 (13th Floor, Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

振替機関

該当なし

財務上の特約

(1) 本債券の地位

本債券およびその関連する利札（以下「利札」という。）は、その支払および履行の条項に従ったEIBの無条件、直接および一般的な債務である。本債券および利札は、非劣後かつ無担保のノートまたはボンドにより表章されるEIBの現在または将来の債務と同順位である。

（２）担保提供制限

担保提供制限条項は設けられていない。

（３）その他の事項

該当なし

ただし、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、「11. その他 - (1)債務不履行事由」を参照。

2【利息支払の方法】

メキシコペソ建債券

各本債券の利息は、「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率とし、2020年3月23日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)からこれを付し、かかる利息は、2020年9月23日以降2023年3月23日まで毎年3月23日および9月23日(以下各々を「利払日」という。)に後払するものとする。各利払日における利息は、前利払日(または利息起算日)(同日を含む。)から当該利払日まで(同日を含まない。)の期間(以下「利息期間」という。)に関し、額面100,000メキシコペソの各本債券につき(未定)メキシコペソとする。

本債券の利息の金額の算定に関する期間については、かかる期間の日数(1か月を30日、1年を12か月とする1年360日を基準として計算する。)を360で割った数を基準として計算する。ただし、()利息の計算期間の最終日が月の31日目に当たるが、初日が30日または31日以外の日である場合、かかる最終日を含む月を1か月30日の月に短縮されるものとみなすことはない。また()利息の計算期間の最終日が2月の最終日に当たる場合、2月を1か月30日の月に延長されるものとみなすことはない。本段落において、「計算期間」とは、本債券の発行日(同日を含む。)から最初の利払日(同日を含まない。)までの期間およびある利払日(同日を含む。)から次の利払日(同日を含まない。)までのその後の各期間をいう。前段落の利息期間以外の期間に関する各本債券の利息の金額算定において、すべてのメキシコペソ金額は、0.01メキシコペソ未満を四捨五入するものとする。

本債券に係る利息(および元金)の支払は、「4. 元金支払場所」記載の合衆国外の支払場所において、関連する利札(または元金の場合には本債券)の呈示および引渡しと引換えに(または、包括債券(以下に定義される。)の場合に支払われる利息については包括債券の呈示と引換えに(または元金の場合には当該包括債券の呈示および引渡しと引換えに))行われる。支払は、小切手によりまたは、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)または利札の所持人(以下「利札所持人」という。)が希望した場合、関連する支払代理人が認識する銀行において当該本債権者または利札所持人が指定するメキシコペソ建口座への振込により、行われる。ただし、支払は、合衆国もしくはその属領内の住所に対する郵送または合衆国もしくはその属領内に維持された口座に対する振込によっては行われぬ。償還期日が利払日でない場合、経過利息は本債券の償還時に当該本債券の呈示および引渡しと引換えによってのみ支払われる。

本債券の利息および元金に関する金額の支払日が営業日でない場合、本債権者または利札所持人は、その直後の営業日である日まで、支払を受ける権利はない。かかる支払の繰下げに関し、本債券につき支払われるいかなる金額の調整も行われぬ。本書において、「営業日」とは、欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer(「TARGET2」として知られている。)System)が稼働している日であって、かつロンドン、ルクセンブルク、メキシコシティおよびニューヨークにおいて商業銀行が営業を行い為替市場が開いている日を意味し、また、かかる支払に

関連する呈示場所においては、商業銀行が営業を行い為替市場が開いている日を意味する。包括債券に関し行われる支払の目的において、上記の「営業日」の定義から支払に関連する呈示場所を除く。

利札（および本債券）に関して、期限の到来した利息（および元金）の支払はメキシコペソでなされるものとする。国際外国為替市場におけるメキシコペソの利用不能、為替管理の発動、メキシコペソの代替または廃貨もしくは決済システムによる本債券および利札に関する支払に対してのメキシコペソ決済の停止などを含む、EIBによる制御の及ばない何らかの状況により、メキシコペソによる支払を行うことができない場合、EIBは、かかる支払をなすべき日の2営業日前の日の正午（ルクセンブルク時間）の国際外国為替市場における（場合によって）ユーロ/メキシコペソまたは米ドル/メキシコペソの直物為替相場売値に基づいて（EIBの任意により）ユーロまたは米ドルで支払を行うことにより、かかる利札（および本債券）の所持者に対する債務を履行することができる（ただし、その義務は負わない。）。かかる日にかかる直物為替相場が利用できない場合は、計算代理人（以下に定義される。）の単独の裁量により決定される為替レート（ゼロと等しくすることもできる。）に基づくものとする。上記の状況におけるEIBによるその権利の行使は、債務不履行を構成することにはならない。

「計算代理人」とは、（未定）またはその承継人をいう。

ブラジルリアル建債券

各本債券の利息は、「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率とし、2020年3月23日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）からこれを付し、かかる利息は、2020年9月23日以降2023年3月23日まで毎年3月23日および9月23日（以下各々を「利払日」という。）に後払するものとする。各利払日における利息は、前利払日（または利息起算日）（同日を含む。）から当該利払日まで（同日を含まない。）の期間（以下「利息期間」という。）に関し、額面10,000ブラジルリアルの各本債券につき（未定）ブラジルリアルとする。ただし、それぞれの利息額の支払は、該当する為替参照レート決定日（以下に定義される。）に以下の算式に従って計算代理人（以下に定義される。）により決定される円貨額（ただし、1円未満は切り捨てるものとする。）で円貨によってなされる。

（未定）ブラジルリアル×適用ある為替参照レート（以下に定義される。）

本債券の利息の金額の算定に関する期間については、かかる期間の日数（1か月を30日、1年を12か月とする1年360日を基準として計算する。）を360で割った数を基準として計算する。ただし、（ ）利息の計算期間の最終日が月の31日目に当たるが、初日が30日または31日以外の日である場合、かかる最終日を含む月を1か月30日の月に短縮されるものとみなすことはない。また（ ）利息の計算期間の最終日が2月の最終日に当たる場合、2月を1か月30日の月に延長されるものとみなすことはない。本段落において、「計算期間」とは、本債券の発行日（同日を含む。）から最初の利払日（同日を含まない。）までの期間およびある利払日（同日を含む。）から次の利払日（同日を含まない。）までのその後の各期間をいう。前段落の利息期間以外の期間に関する各本債券の利息の金額算定において、すべてのブラジルリアル金額は、0.01ブラジルリアル未満を四捨五入するものとし、かかるブラジルリアル金額の支払いは、前段落の算式に従って計算される円貨額（ただし、1円未満を切り捨てるものとする。）で円貨によってなされる。

用語の定義

「計算代理人」とは、（未定）またはその承継人をいう。

「為替参照レート決定日」とは、利払日、償還期限または下記「11. その他 - (1)債務不履行事由」に従い支払期限が到来する日（場合による。）について、当該日のそれぞれ10評価営業日（以下に定義される。）前の日をいう。疑義を避けるためにいえば、当該日が予定外休日（以下に定義される。）となる場合でも、当該為替参照レート決定日についていかなる営業日調整も行われない。

「評価営業日」とは、ブラジル営業日（以下に定義される。）である日であり、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer（「TARGET2」として知られている。）System）が稼働している日であって、かつロンドン、ルクセンブルク、ニューヨークおよび東京において銀行および外国為替市場が通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「予定外休日」とは、ある為替参照レート決定日に関して、ブラジル営業日でない日で、かつ、当該為替参照レート決定日の2ブラジル営業日前の日における午前9時（サンパウロ時間）まで市場がかかる事実について（公告またはその他一般に利用可能な情報の参照により）了知していない日をいう。

「為替参照レート」とは、ある利払日、償還期限または下記「11. その他 - (1)債務不履行事由」に従い支払期限が到来する日に関して、関連する為替参照レート決定日に決定されるブラジルリアル参照直物レート（以下に定義される。）をいう。

ブラジルリアル参照直物レートに関する規定

「ブラジルリアル参照直物レート」とは、ある為替参照レート決定日について、ブラジルリアル/円PTAXレート（以下に定義される。）のアスクサイドの逆数（1ブラジルリアル当たりの日本円の数値として表示され、小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。ただし、以下の事象が生じた場合は以下に従う。

- (a) 該当する為替参照レート決定日について、為替レート乖離（以下に定義される。）は生じていないが、計算代理人がブラジルリアル/円PTAXレートが入手できないと判断した場合（価格ソース障害事由）、為替参照レートは、当該為替参照レート決定日について、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、米ドル/円ビッドレート（以下に定義される。）をブラジルリアル/米ドルPTAXレート（以下に定義される。）で除することによって（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）決定される。ただし、当該為替参照レート決定日にブラジルリアル/米ドルPTAXレートも入手できない場合は、ブラジルリアル/米ドルPTAXレートに代えてブラジルリアル/米ドル参照レート（以下に定義される。）が使用される。または、
- (b) 当該為替参照レート決定日において為替レート乖離が発生しまたは存続している場合、為替参照レートは、当該為替参照レート決定日について、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、米ドル/円ビッドレートをブラジルリアル/米ドル参照レートで除することによって（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）決定される。

いずれの場合においても、計算代理人はその発生について発行者および財務代理人に対して速やかに通知する。

なお、以下に従う。

「ブラジル営業日」とは、サンパウロ、リオデジャネイロまたはブラジリアのいずれかにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済業務を行っており、かつ通常の営業（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「ブラジルリアル/円PTAXレート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、ブラジル中央銀行が当該為替参照レート決定日に以下のプラットフォーム上で報告するブラジルリアル/円の外国為替レート（1円当たりのブラジルリアルの数値として表示される。）をいう。

- 1) ブラジル中央銀行のウェブサイト(www.bcb.gov.br: 参照先「Cotações e boletins」)(もしくはその代替もしくは承継ソースもしくはページ)、および/または
- 2) トムソン・ロイター・スクリーンの<BRLJPYPTAX=CBBR>ページ(もしくはその代替もしくは承継ページ)

ただし、ブラジル中央銀行のウェブサイト上の当該レートとトムソン・ロイター・スクリーン<BRLJPYPTAX=CBBR>ページ上の当該レートが一致しない場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のブラジルリアル/円の外国為替レートが優先される。

「EMTA」とは、新興市場に係る取引業協会であるEMTA Inc.またはその承継者をいう。

「EMTAブラジルリアル為替レート乖離対処手続」とは、EMTAによって公表された、2018年1月22日付の「EMTAブラジルリアル為替レート乖離対処手続」(随時改定される。)をいう。

「為替レート乖離」とは、ブラジルリアル/米ドルPTAXレートについて、EMTA会員への通知により、ブラジルリアル/米ドル外国為替市場において活発なマーケットメーカーとして定評ある7社以上の非関係会社EMTA会員(そのうち4社以上は国内のブラジルリアル/米ドル直物市場における活発な参加者であるものとする。)の合理的かつ独立した意見(かかる意見は、EMTAブラジルリアル為替レート乖離対処手続に従ってEMTAに通知される。)によって、ブラジルリアル/米ドルPTAXレートが、(ブラジルにおける為替レートの分離またはその他により)ブラジル国外で受渡しが行われるブラジルリアル/米ドルとの交換を伴う標準的な規模のホールセール金融取引のためのその時点のブラジルリアル/米ドルの実勢直物為替レートを反映しなくなった場合をいう。本定義において、「非関係会社EMTA会員」とは、共通の支配下にある同じ企業グループに属していないか、または関連当事者ではないEMTA会員を意味し、「EMTA会員」とは、かかる通知交付時にグッドスタンディング(good standing)のEMTA会員をいう。

「ブラジルリアル/米ドルPTAXレート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、ブラジル中央銀行が当該為替参照レート決定日に以下のプラットフォーム上で報告するブラジルリアル/米ドルのオファード・レートである直物為替レート(1米ドル当たりのブラジルリアルの数値として表示される。)をいう。

- 1) ブラジル中央銀行のウェブサイト(www.bcb.gov.br: 参照先「Cotações e boletins」)(もしくはその代替もしくは承継ソースもしくはページ)、および/または
- 2) トムソン・ロイター・スクリーンの<BRFR>ページ(もしくはその代替もしくは承継ページ)

ただし、ブラジル中央銀行のウェブサイト上の当該レートとトムソン・ロイター・スクリーン<BRFR>ページ上の当該レートが一致しない場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のブラジルリアル/米ドルのオファード・レートが優先される。

「ブラジルリアル/米ドル参照レート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、当該為替参照レート決定日に、計算代理人が、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、米国銀行間市場の主要な5つの参照銀行(計算代理人の単独の裁量により選定される。)に対してかかる為替参照レート決定日の午後4時(ニューヨーク時間)頃におけるブラジルリアル/米ドルの直物為替相場の売値を要請することにより決定する、ブラジルリアル/米ドルのオファード・レートである直物為替レート(1米ドル当たりのブラジルリアルの数値として表示される。)をいう。ただし、

- (A) 4つ以上の売値が提供された場合、かかる売値の最高値(最高値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ)と最低値(最低値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ)とを除外したうえで、かかる売値の算術平均値をもってブラジルリアル/米ドル参照レートとし、または、
- (B) 少なくとも2つまたは3つの売値が提供された場合、ブラジルリアル/米ドル参照レートは、提供されたすべての売値の算術平均値とする。

計算代理人が当該為替参照レート決定日に何らかの理由により1つの売値しか入手できなかった場合、計算代理人は、かかる売値をブラジルレアル/米ドル参照レートとすることを決定することができ、また、かかる売値が1つも入手できなかった場合、または計算代理人がその単独の裁量で売値を提示することができる適切な参照銀行が存在しないと判断した場合、ブラジルレアル/米ドル参照レートは、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて決定される。

さらに、ある為替参照レート決定日が予定外休日である場合、ブラジルレアル/米ドル参照レートは、かかる為替参照レート決定日に計算代理人により、その単独の裁量によって、誠実かつ商業的に合理的な方法で、市場において一般に認められている慣行を考慮に入れて決定される。

「米ドル/円ビッドレート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、ブルームバーグ・スクリーンの<BFX(USD/JPY Fixings)>ページ(またはその代替もしくは承継ページ)の「Bid」欄に表示される当該為替参照レート決定日の午後4時(ニューヨーク時間)現在の米ドル/円為替レート(1米ドル当たりの日本円の数値として表示される。)をいう。ただし、当該為替参照レート決定日に米ドル/円ビッドレートが入手できない場合、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、米国銀行間市場の主要な5つの参照銀行(計算代理人の単独の裁量により選定される。)に対して当該為替参照レート決定日の午後4時(ニューヨーク時間)頃における米ドル/円の直物為替相場の買値を要請する。ただし、

- (A) 4つ以上の買値が提供された場合、かかる買値の最高値(最高値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ)と最低値(最低値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ)とを除外したうえで、かかる買値の算術平均値をもって米ドル/円ビッドレートとし、または、
- (B) 少なくとも2つまたは3つの買値が提供された場合、米ドル/円ビッドレートは、提供されたすべての買値の算術平均値とする。

計算代理人が当該為替参照レート決定日に何らかの理由により1つの買値しか入手できなかった場合、計算代理人は、かかる買値を米ドル/円ビッドレートとすることを決定することができ、また、かかる買値が1つも入手できなかった場合、または計算代理人がその単独の裁量で買値を提示することができる適切な参照銀行が存在しないと判断した場合、米ドル/円ビッドレートは、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて決定される。

疑義を避けるためにいえば、為替参照レートにより換算した結果として円貨額がゼロとなることがあり、そのような場合は円貨額もブラジルレアル金額も支払われない。

本債券に係る利息(および元金)の支払は、「4.元利金支払場所」記載の合衆国外の支払場所において、関連する利札(または元金の場合には本債券)の呈示および引渡しと引換えに(または、包括債券(以下に定義される。)の場合に支払われる利息については包括債券の呈示と引換えに(または元金の場合には当該包括債券の呈示および引渡しと引換えに))行われる。支払は、小切手によりまたは、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)または利札の所持人(以下「利札所持人」という。)が希望した場合、関連する支払代理人が認識する銀行において当該本債権者または利札所持人が指定する円貨建口座への振込により、行われる。ただし、支払は、合衆国もしくはその属領内の住所に対する郵送または合衆国もしくはその属領内に維持された口座に対する振込によっては行われない。償還期日が利払日でない場合、経過利息は本債券の償還時に当該本債券の呈示および引渡しと引換えによってのみ支払われる。

本債券の利息および元金に関する金額の支払日が営業日でない場合、本債権者または利札所持人は、その直後の営業日である日まで、支払を受ける権利はない。かかる支払の繰下げに関し、本債券につき支払われるいかなる金額の調整も行われない。本書において、「営業日」とは、ブラジル営業日である日であり、かつ欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement

Express Transfer (「TARGET2」として知られている。) System) が稼動している日であって、かつロンドン、ルクセンブルク、ニューヨークおよび東京において商業銀行が営業を行い為替市場が開いている日を意味し、また、かかる支払に関連する呈示場所においては、商業銀行が営業を行い為替市場が開いている日を意味する。包括債券に関し行われる支払の目的において、上記の「営業日」の定義から支払に関連する呈示場所を除く。

利札(および本債券)に関して、期限の到来した利息(および元金)の支払は円貨でなされるものとする。国際外国為替市場における円貨の利用不能、為替管理の発動、円貨の代替または廃貨もしくは決済システムによる本債券および利札に関する支払に対しての円貨決済の停止などを含む、EIBによる制御の及ばない何らかの状況により、円貨による支払を行うことができない場合、EIBは、かかる支払をなすべき日の2営業日前の日の正午(ルクセンブルク時間)の国際外国為替市場における(場合によって)ユーロ/円または米ドル/円の直物為替相場売値に基づいて(EIBの任意により)ユーロまたは米ドルで支払を行うことにより、かかる利札(および本債券)の所持者に対する債務を履行することができる(ただし、その義務は負わない。)。かかる日にかかる直物為替相場が利用できない場合は、計算代理人の単独の裁量により決定される為替レート(ゼロと等しくすることもできる。)に基づくものとする。上記の状況におけるEIBによるその権利の行使は、債務不履行を構成することにはならない。

インドルピー建債券

各本債券の利息は、「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率とし、2020年3月23日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。))からこれを付し、かかる利息は、2020年9月23日以降2023年3月23日まで毎年3月23日および9月23日(以下各々を「利払日」という。)に後払するものとする。各利払日における利息は、前利払日(または利息起算日)(同日を含む。))から当該利払日まで(同日を含まない。)の期間(以下「利息期間」という。)に関し、額面100,000インドルピーの各本債券につき(未定)インドルピーとする。ただし、それぞれの利息額の支払は、該当する為替参照レート決定日(以下に定義される。)に以下の算式に従って計算代理人(以下に定義される。)により決定される円貨額(ただし、1円未満は切り捨てるものとする。)で円貨によってなされる。

(未定)インドルピー × 適用ある為替参照レート(以下に定義される。)

本債券の利息の金額の算定に関する期間については、かかる期間の日数(1か月を30日、1年を12か月とする1年360日を基準として計算する。)を360で割った数を基準として計算する。ただし、()利息の計算期間の最終日が月の31日目に当たるが、初日が30日または31日以外の日である場合、かかる最終日を含む月を1か月30日の月に短縮されるものとみなすことはない。また()利息の計算期間の最終日が2月の最終日に当たる場合、2月を1か月30日の月に延長されるものとみなすことはない。本段落において、「計算期間」とは、本債券の発行日(同日を含む。))から最初の利払日(同日を含まない。))までの期間およびある利払日(同日を含む。))から次の利払日(同日を含まない。))までのその後の各期間をいう。前段落の利息期間以外の期間に関する各本債券の利息の金額算定において、すべてのインドルピー金額は、0.01インドルピー未満を四捨五入するものとし、かかるインドルピー金額の支払いは、前段落の算式に従って計算される円貨額(ただし、1円未満を切り捨てるものとする。)で円貨によってなされる。

ただし、関連する為替参照レート決定日において価格ソース障害事由(以下に定義される。)が発生したまたは存続している場合、為替参照レートは、当該為替参照レート決定日について、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、米ドル/円為替レート(以下に定義され

る。)を米ドル/インドルピー為替レート(以下に定義される。)で除すことによって決定され、かかる数値は1インドルピー当たりの日本円の数値として表示され、小数第5位を四捨五入して第4位まで求められる。

用語の定義

「計算代理人」とは、(未定)またはその承継人をいう。

「為替参照レート」とは、ある為替参照レート決定日について、円/インドルピーFBILレート(以下に定義される。)の逆数に100を乗じたものをいい、1インドルピー当たりの日本円の数値として表示され、小数第5位を四捨五入して第4位まで求める。

「円/インドルピーFBILレート」とは、ある為替参照レート決定日について、Financial Benchmarks India Private Ltd(以下「FBIL」という。)(www.fbil.org.in)により報告され、かかる為替参照レート決定日の午後1時30分(ムンバイ時間)頃においてトムソン・ロイター・スクリーンの<INRREF=FBIL>ページに表示される円/インドルピーの直物為替レート(100円当たりのインドルピーの数値として表示される。)をいう。ただし、トムソン・ロイター・スクリーンの<INRREF=FBIL>ページがかかるレートを報告しなくなったまたは入手できなくなった場合で、かつその他のページもしくはサービスにより代替されない場合は、計算代理人は、FBILまたはその承継者により報告される円/インドルピーの参照レートを、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、適切であるとみなすその他のスクリーンまたは情報ソースより入手することができるものとする。

「ムンバイ営業日」とは、ムンバイにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済業務を行っており、かつ通常の営業(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

「価格ソース障害事由」とは、ある為替参照レート決定日において、計算代理人が、トムソン・ロイター・スクリーンの<INRREF=FBIL>ページにおいて円/インドルピーFBILレートが当該為替参照レート決定日に何らかの理由で入手できないと判断する場合に発生する(計算代理人はかかる判断を行ったときは速やかに発行者および財務代理人に対して通知する。)

「為替参照レート決定日」とは、利払日、償還期限または下記「11. その他 - (1)債務不履行事由」に従い支払期限が到来する日(場合による。)について、当該日のそれぞれ10評価営業日(以下に定義される。)前の日をいう。疑義を避けるためにいえば、当該日が予定外休日(以下に定義される。)となる場合でも、当該為替参照レート決定日についていかなる営業日調整も行われない。

「予定外休日」とは、ある為替参照レート決定日について、ムンバイ営業日でない日で、かつ、当該為替参照レート決定日の2ムンバイ営業日前の日における午前9時(ムンバイ時間)まで市場がかかる事実について(公告またはその他一般に利用可能な情報の参照により)了知していない日をいう。

「米ドル/円為替レート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、ブルームバーグ・スクリーンの<BFIX (USD/JPY Fixings)>ページ(またはその代替もしくは承継ページ)の「MID」欄に表示される当該為替参照レート決定日の午後5時30分(東京時間)現在の米ドル/円為替レート(1米ドル当たりの日本円の数値として表示される。)をいう。

米ドル/円為替レートが当該為替参照レート決定日に入手できない場合、米ドル/円為替レートは、計算代理人が、当該為替参照レート決定日に、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、東京銀行間市場の主要な5つの参照銀行(計算代理人の単独の裁量により選定される。)に対して、当該為替参照レート決定日の午後5時30分(東京時間)頃における米ドル/円の直物為替相場の仲値を要請することにより決定する。ただし、

- (A) 4つ以上の仲値が提供された場合、かかる仲値の最高値（最高値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ）と最低値（最低値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ）とを除外したうえで、かかる仲値の算術平均値をもって米ドル/円為替レートとし、または、
- (B) 少なくとも2つまたは3つの仲値が提供された場合、米ドル/円為替レートは、提供されたすべての仲値の算術平均値とする。

計算代理人が当該為替参照レート決定日に何らかの理由により1つの仲値しか入手できなかった場合、計算代理人は、かかる仲値を米ドル/円為替レートとすることを決定することができ、また、かかる仲値が1つも入手できなかった場合、または計算代理人がその単独の裁量で仲値を提示することができる適切な銀行が存在しないと判断した場合、米ドル/円為替レートは、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて決定される。

「米ドル/インドルピー為替レート」とは、ある為替参照レート決定日において、FBILにより報告され、トムソン・ロイター・スクリーンの< INRREF=FBIL > ページにおいて当該為替参照レート決定日の午後1時30分（ムンバイ時間）頃に表示される米ドル/インドルピーの直物為替レート（1米ドル当たりのインドルピーの数値として表示される。）をいう。ただし、トムソン・ロイター・スクリーンの< INRREF=FBIL > ページがかかるレートを報告しなくなったまたは入手できなくなった場合で、かつその他のページもしくはサービスにより代替されない場合は、計算代理人は、FBIL またはその承継者により報告される米ドル/インドルピー為替レートを、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、適切であるとみなすその他のスクリーンまたは情報ソースより入手することができるものとする。

米ドル/インドルピー為替レートが当該為替参照レート決定日に入手できない場合、米ドル/インドルピー為替レートは、計算代理人が、当該為替参照レート決定日に、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて、米ドル/インドルピーの為替市場で定期的取引を行っている主要な5つの参照銀行（計算代理人の単独の裁量により選定される。）に対して、当該為替参照レート決定日の午後2時（ムンバイ時間）頃における米ドル/インドルピーの直物為替相場の建値を要請することにより決定する。ただし、

- (A) 4つ以上の建値が提供された場合、かかる建値の最高値（最高値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ）と最低値（最低値が2つ以上ある場合はそのうち1つのみ）とを除外したうえで、かかる建値の算術平均値をもって米ドル/インドルピー為替レートとし、または、
- (B) 少なくとも2つまたは3つの建値が提供された場合、米ドル/インドルピー為替レートは、提供されたすべての建値の算術平均値とする。

計算代理人が当該為替参照レート決定日に何らかの理由により1つの建値しか入手できなかった場合、計算代理人は、かかる建値を米ドル/インドルピー為替レートとすることを決定することができ、また、かかる建値が1つも入手できなかった場合、または計算代理人がその単独の裁量で建値を提示することができる適切な銀行が存在しないと判断した場合、米ドル/インドルピー為替レートは、計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で、関連する市場慣行を考慮に入れて決定される。

さらに、ある為替参照レート決定日が予定外休日である場合、米ドル/インドルピー為替レートは、かかる為替参照レート決定日に計算代理人により、その単独の裁量によって、誠実かつ商業的に合理的な方法で、市場において一般に認められている慣行を考慮に入れて決定される。

「評価営業日」とは、欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer（「TARGET2」として知られている。）System）が稼働している日であって、かつロンドン、ルクセンブルク、ムンバイ、ニューヨークおよび東京において商業銀行および外国為

替市場が支払決済業務を行っており、かつ通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

疑義を避けるためにいえば、為替参照レートにより換算した結果として円貨額がゼロとなることがあり、そのような場合は円貨額もインドルピー金額も支払われない。

本債券に係る利息（および元金）の支払は、「4.元利金支払場所」記載の合衆国外の支払場所において、関連する利札（または元金の場合には本債券）の呈示および引渡しと引換えに（または、包括債券（以下に定義される。）の場合に支払われる利息については包括債券の呈示と引換えに（または元金の場合には当該包括債券の呈示および引渡しと引換えに））行われる。支払は、小切手によりまたは、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）または利札の所持人（以下「利札所持人」という。）が希望した場合、関連する支払代理人が認識する銀行において当該本債権者または利札所持人が指定する円貨建口座への振込により、行われる。ただし、支払は、合衆国もしくはその属領内の住所に対する郵送または合衆国もしくはその属領内に維持された口座に対する振込によっては行われない。償還期日が利払日でない場合、経過利息は本債券の償還時に当該本債券の呈示および引渡しと引換えによってのみ支払われる。

本債券の利息および元金に関する金額の支払日が営業日でない場合、本債権者または利札所持人は、その直後の営業日である日まで、支払を受ける権利はない。かかる支払の繰下げに関し、本債券につき支払われるいかなる金額の調整も行われない。本書において、「営業日」とは、欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer（「TARGET2」として知られている。）System）が稼働している日であって、かつロンドン、ルクセンブルク、ムンバイ、ニューヨークおよび東京において商業銀行が営業を行い為替市場が開いている日を意味し、また、かかる支払に関連する呈示場所においては、商業銀行が営業を行い為替市場が開いている日を意味する。包括債券に関し行われる支払の目的において、上記の「営業日」の定義から支払に関連する呈示場所を除く。

利札（および本債券）に関して、期限の到来した利息（および元金）の支払は円貨でなされるものとする。国際外国為替市場における円貨の利用不能、為替管理の発動、円貨の代替または廃貨もしくは決済システムによる本債券および利札に関する支払に対しての円貨決済の停止などを含む、EIBによる制御の及ばない何らかの状況により、円貨による支払を行うことができない場合、EIBは、かかる支払をなすべき日の2営業日前の日の正午（ルクセンブルク時間）の国際外国為替市場における（場合によって）ユーロ/円または米ドル/円の直物為替相場売値に基づいて（EIBの任意により）ユーロまたは米ドルで支払を行うことにより、かかる利札（および本債券）の所持者に対する債務を履行することができる（ただし、その義務は負わない。）。かかる日にかかる直物為替相場が利用できない場合は、計算代理人の単独の裁量により決定される為替レート（ゼロと等しくすることもできる。）に基づくものとする。上記の状況におけるEIBによるその権利の行使は、債務不履行を構成することにはならない。

3【償還の方法】

(1)最終償還

メキシコペソ建債券

各本債券は、2023年3月23日（以下「償還期限」という。）にその額面金額100,000メキシコペソで償還される。

ブラジルリアル建債券

各本債券は、2023年3月23日（以下「償還期限」という。）に満期償還額で償還される。各本債券の満期償還額とは、その額面金額10,000ブラジルリアルをいい、その支払は償還期限に関連する為替参照

レート決定日に以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額(ただし、1円未満は切り捨てるものとする。)で円貨によってなされる。

10,000ブラジルリアル×適用ある為替参照レート

インドルピー建債券

各本債券は、2023年3月23日(以下「償還期限」という。)に満期償還額で償還される。各本債券の満期償還額とは、その額面金額100,000インドルピーをいい、その支払は償還期限に関連する為替参照レート決定日に以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額(ただし、1円未満は切り捨てるものとする。)で円貨によってなされる。

100,000インドルピー×適用ある為替参照レート

(2)買入消却

EIBは、公開市場またはその他を通じて随時本債券を買入れることができる。EIBは買入れた当該本債券をEIBの裁量により再売却するかまたは消却することができる。

(3)償還期日後の利息

各本債券の利息は償還期日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払のために呈示がなされたにもかかわらず支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではなく、その場合以下に定義される実際の支払日までの期間につき(判決の前後とも)、「1. 売出要項 - 利率」に記載される利率で経過利息を支払う。かかる規則は利息支払遅延の場合にも準用されるものとする。本債券の要項記載の本債券または利札に関する「実際の支払日」とは、残額の支払が実際になされた日、または(それより早い場合)再度本債券または利札の支払のための呈示がなされれば当該支払がなされる旨の通知が本債権者へなされた日から7日後の日をいう。ただし、当該支払がかかる呈示により実際になされた場合に限る。

(4)期日未到来の利札

メキシコペソ建債券

償還期限前に償還される本債券の債券は、それに付された支払期日未到来の利札(もしあれば)全てを付して償還のため提出されるものとする。その支払期日未到来の利札で提出されないものがあるときは、計算代理人が決定したその欠缺利札の額面金額を超えない金額を支払期日の到来した償還の金額から控除する。そのように控除された金額は、かかる欠缺した利札が呈示されれば上記の方法で支払われる。

償還が全額なされなかった場合、控除される金額はかかる償還金額と同じ割合に調整されるものとする。

上記の控除の結果として、償還による支払金額はゼロと等しくなることがある。

「11. その他 - (5)時効」の目的では、欠缺利札が呈示されれば支払われる金額は、かかる利札が当該規定に従って無効となっているか否かに拘わらず、関連する実際の支払日において支払期日が到来する元金として扱われるものとする。

ブラジルリアル建債券・インドルピー建債券

本債券が償還期限前に償還される場合、(本債券に付されているか否かに関わらず)当該本債券に関連する支払期日未到来の利札は無効とされ、それに関しいかなる支払いも行われぬ。

(5)支払

元金の支払方法については、上記「2. 利息支払の方法」を参照。

4【元利金支払場所】

本債券の支払代理人および本債券の元利金の支払がなされる支払代理人の事務所は、以下のとおりである。

支払代理人

名称 シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店
(Citibank, N.A., London Branch)

所在地 ロンドン E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター13階
(13th Floor, Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

名称 バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク・エスエー
(Banque Internationale à Luxembourg, S.A.)

所在地 ルクセンブルク L-2953、ルート・デシュ 69
(69, route d'Esch, L-2953 Luxembourg)

5【担保又は保証に関する事項】

本債券および利札には、担保または第三者による保証は付されていない。

6【財務代理人の職務】

財務代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札所持人に対して何らの義務を負わず、また本債権者または利札所持人と代理関係もしくは信託関係をもたない。EIBは随時財務代理人の任命を変更または終了し、また追加もしくは他の財務代理人を任命する権利を留保する。ただし、常に財務代理人を維持するものとする。財務代理人の変更またはその所定の事務所の変更は速やかに本債権者に通知する。本債券に関する2014年12月8日付修正再表示済代理契約(以下「代理契約」という。)は、一定の状況のもとでの財務代理人のための補償の規定を含み、また、財務代理人が利益の報告をすることなく発行者との間で業務取引を行うことができる旨の規定を含む。

7【債権者集会に関する事項】

代理契約には、債権者集会に関する規定はない。

8【課税上の取扱い】

(1)追加支払の不存在

支払はいかなる場合も適用ある財政その他の法令に従う。従って、本債券に基づくまたは本債券に係る支払に関し源泉徴収が課せられた場合、EIBもいかなる支払代理人も追加支払を行わず、またかかる源泉徴収または支払に関係するもしくはそれらの結果として発生する手数料、費用、損失または経費について本債権者またはその他の者に対して責任を負わない。

(2)日本国の租税

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談すべきである。

以下は、TMI総合法律事務所の助言による日本の現行法令に基づく課税上の取扱いに関する発行者の理解であり、本債券の要項の一部を構成するものではない。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ、租税特別措置法第3条の3に定義する国内における支払の取扱者（原則として本債券の売出人および売出取扱人を含む。）を通じて交付される場合には、日本の税法に定義される公共法人等および一定の金融商品取引業者等を除いて原則として日本国の居住者の場合は20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉税、内国法人の場合は15%（国税のみ）の源泉税が課される（源泉税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額を控除した金額に基づいて計算される。）が、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間に支払われる利息に関しては、東日本大震災に係る復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%の税率で課税される。）の対象となるため、その源泉税率は日本国の居住者の場合は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、内国法人の場合は15.315%（国税のみ）となる。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係が終了する源泉分離課税または確定申告書の提出が必要となる20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による申告分離課税を選択することができる。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人および申告分離課税を選択した居住者は前記源泉徴収税を、一定の要件の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益および本債券の譲渡による譲渡益は、日本国の居住者の場合は、申告分離課税の方法により課税される。また、かかる償還差益および譲渡益は、申告分離課税の対象となる他の上場株式等の譲渡損失と損益通算することができる。内国法人の場合は、当該償還差益および譲渡益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損および金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）または同法第2条第11項に規定する登録金融機関への売委託等により生じた本債券の譲渡による譲渡損は、日本国の居住者の場合は、申告分離課税の対象となる他の上場株式等の譲渡益等と損益通算することができる。控除し切れなかった損失は3年間の繰越控除もできる。内国法人の場合は、当該償還差損および譲渡損は法人税および地方税の課税所得の計算上損金の額に算入される。

本債券は（特定口座を取扱う金融商品取引業者の）特定口座において取扱うことができる。

9【準拠法及び管轄裁判所】

本債券は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。本債券のためにまたは本債券に関連して発生する、契約によらない義務についても、英国法に従って解釈される。これらに基づくEIBに対する訴訟は、英国および/もしくはルクセンブルク大公国ルクセンブルクまたはEIBが今後法定住所を置くその他の国の管轄裁判所において提起することができる。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している日刊紙1紙（「フィナンシャル・タイムズ」（Financial Times）となる予定である。）に掲載された場合に有効となる。もしかかる新聞が発行されなくなるか、または適時の公告の掲載ができない場合は、財務代理人が本債権者に対する公正かつ合理的な通知をなすために必要とみなすその他の新聞に掲載された場合に有効となる。当該通知はいずれもかかる掲載の日になされたこととみなされ、もし2回以上または異なる日に掲載がなされた場合、最後の掲載日を通

知がなされた日とする。利札所持人は、すべての目的において本「10. 公告の方法」に従い本債権者に対しなされた通知の内容を通知されたものとみなされる。

本債券のいずれかが包括債券（下記「11. その他 - (2) 包括無記名式債券」に記載する。）により表章され、当該包括債券が決済機関を代理して保有されている限り、本債権者に対する通知は、上記の規定により必要とされる公表に代えて、当該決済機関によりなされる権限ある口座名義人に対する情報伝達のために、当該決済機関に関連の通知を交付することにより、または包括債券の保持者に対する関連の通知の交付により行うことができる。

11【その他】

(1)債務不履行事由

メキシコペソ建債券

本債権者は、下記の事由（以下、各事由とも「債務不履行事由」という。）が発生した場合、すべての債務不履行が治癒される前にEIBに対し書面による通知を行うことにより、EIBが当該線上償還の通知を受領した日に当該本債券の期限の利益を喪失させ、支払日までの経過利息（もしあれば）を付して、額面金額にて償還させることができる。

ブラジルリアル建債券

本債権者は、下記の事由（以下、各事由とも「債務不履行事由」という。）が発生した場合、すべての債務不履行が治癒される前にEIBに対し書面による通知を行うことにより、EIBが当該線上償還の通知を受領した日に当該本債券の期限の利益を喪失させ、支払日までの経過利息（もしあれば）を付して、額面金額にて償還させることができる。

ただし、前段落記載の額面金額の支払は、適用される為替参照レートによってブラジルリアルから換算された円貨で支払われる。かかる償還は、上記「3. 償還の方法 - (1)最終償還」に記載された算式に基づき計算して行われる。上記に従い計算された円貨額は1円未満を切り捨てるものとする。

インドルピー建債券

本債権者は、下記の事由（以下、各事由とも「債務不履行事由」という。）が発生した場合、すべての債務不履行が治癒される前にEIBに対し書面による通知を行うことにより、EIBが当該線上償還の通知を受領した日に当該本債券の期限の利益を喪失させ、支払日までの経過利息（もしあれば）を付して、額面金額にて償還させることができる。

ただし、前段落記載の額面金額の支払は、適用される為替参照レートによってインドルピーから換算された円貨で支払われる。かかる償還は、上記「3. 償還の方法 - (1)最終償還」に記載された算式に基づき計算して行われる。上記に従い計算された円貨額は1円未満を切り捨てるものとする。

共通事項

() 不払い

EIBが本債券のいずれかに関する支払を怠り、かつ、当該債務不履行が30日以内にその支払によって治癒されない場合、または

() その他義務の不履行

EIBが本債券に関し上記以外の義務の履行のいずれかを怠り、かつ、当該債務不履行が、本債権者のいずれかがEIBに対し、ルクセンブルク、L-2950、ブルバール・コンラート・アデナウアー98-100 所在の事務所（または本債権者に上記「10. 公告の方法」に従い通知されたその他の住所）宛に、当該債務不履行を記した書面による通知を行ってから30日間継続した場合、または

() クロス・デフォルト

EIBのその他の借入金債務が、その債務不履行の結果その満期前に期限の利益を喪失した場合、または上記の債務のいずれかが支払猶予期間の設定により延長された支払期日において支払が行われない場合、または借入金債務のためEIBにより付与された保証が、その条項により期限が到来し、支払請求を受けてから30日以内に支払われない場合。

包括債券(下記(2)に定義される。)は、所持人が、期限の利益を喪失させる包括債券の額面金額をEIBに対し通知にて提示することにより、かかる包括債券またはその一部を上記()から()のいずれの規定の場合においても期限の利益を喪失させることができる旨を規定している。

英国法に準拠している本債券については、本債券のいずれかに関する元金とその期限が到来しても支払われない場合、包括債券の所持人は、EIBにより2014年12月8日付で捺印証書として署名された約款捺印証書の規定に基づくEIBに対する直接履行権の効力を、決済機関の口座名義人としてのかかる包括債券の当該部分の権利を有する者を受益者として、かかる包括債券の全部または一部に関して生じさせることを選択することができる。直接権の取得に伴い、包括債券は、その特定された部分につき無効となる。

(2) 包括無記名式債券

本債券は、恒久包括無記名式債券(以下「包括債券」という。)により表章され、包括債券は本債券の発行日にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの合衆国外における共同預託機関に預託される。包括債券は、()本債券の元金が期限が到来しても支払われない場合を除き、EIBが本債権者および財務代理人に対し本債券の確定債券との交換を行う意図を通知した場合および() (a) 包括債券が1つまたは複数の決済機関によりまたは決済機関を代理して保有され、各決済機関が(法定であれそれ以外であれ、休日であるという理由以外で)14日間継続して営業を行わない場合、または営業を恒久的に停止する意図を公表した場合または実際停止している場合(合併、処分または統合で顧客へのサービスを中断しないまたは低下させない場合を除いて)、または(b) 包括債券により表章された本債券の元金が期限が到来しても支払われず、本債権者がかかる交換を選択した旨を財務代理人に対し通知した場合には、本債権者に費用負担が発生することなく、本債券の確定債券と交換することができる。その場合、関連する交換日またはそれ以降、包括債券の共同預託機関における所持人は、関連する確定債券との交換のために財務代理人にかかる包括債券を引渡すことができる。「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60日以上経過した日で、かつ、財務代理人の所定の事務所が所在する都市および本(2)の上記(i)に従い交換される場合を除き、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連ある決済機関が所在する都市において銀行が営業を行っている日をいう。

(3) 追加発行

EIBは随時、何人の同意もなしに本債券と同一の要項を有する債券を追加発行することができ、同債券は本債券と合わせて単一のシリーズを構成する。

(4) 本債券および利札の代替

本債券または利札が紛失、盗失、破損、汚損または滅失した場合、当該本債券または利札は、適用ある法令に従い、財務代理人または(場合により)随時EIBにより指定されることがあるその他の支払代理人の所定の事務所において交換することができる。交換は、交換に関連して発生する手数料および費用を請求者が支払い、かつ証明、補償またはその他に関するEIBが要求することのある条件に基づく場合のみ行われる。

(5) 時効

EIBに対する支払請求権は、元金の場合には当該元金の支払期日から10年以内に、また利息の場合には関連利息支払日から5年以内に請求されなければ無効となる。

(6)1999年(第三者の権利)契約法

本債券が英国法準拠である場合、いかなる者も1999年(第三者の権利)契約法に基づき本債券のこれらの条項を強制履行するいかなる権利も有さないが、これは当該法の範囲外であらゆる者がもつ権利または救済の存在に影響を及ぼすものではない。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

法務部を通じて行為するEIBが以下の趣旨の法律意見書を提出している。

- (イ) 訂正発行登録書および発行登録追補書類ならびにそれらの関東財務局長への提出は、EIBによりかつEIBに代理して正当かつ適法に授權されている。
- (ロ) 債券発行プログラムに関する代理契約(その補足契約を含む。)は、EIBにより正当に授權され、署名されかつ交付されており、その条項に従い強制履行可能なEIBの有効かつ拘束力を有する契約である。
- (ハ) 本債券は、正当に署名され交付された場合、本債券の条項に従い強制履行可能なEIBの有効かつ拘束力を有する債務となる。
- (ニ) 本債券の訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載されたとおりの日本における売出しは、EIBによりかつそのために正当かつ適法に授權されており、EIBの定款またはその他のEIBに関連する条約に違反しない。
- (ホ) 発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類(有価証券報告書およびその訂正報告書(もしあれば)を含む。)中の諸条約およびEIBの定款の規定に関する記述は、すべて真実かつ正確である。

欧州連合の機能に関する条約は、ルクセンブルクにある欧州連合の司法裁判所が、EIBの定款に基づく欧州連合加盟国の義務の履行およびEIBの総務会および理事会により採択された措置の適法性に関する一定の事件における専属管轄権を有することを規定している。前述の司法裁判所の専属管轄権の制限の下で、加盟国による保証に基づく請求を含む、EIBとその債権者または債務者間の一切の訴訟は、管轄権を有する国の裁判所により裁定され得る。加盟国内のEIBの財産および資産は、司法判決によるものでかつ同司法裁判所の承認がある場合を除いては、強制執行により差し押さえまたは押収されない。

第5【その他の記載事項】

発行登録目論見書は本債券の売出人用および売出取扱人用の2種類が作成される。

売出人用の発行登録目論見書は、表紙に発行者の名称およびロゴ、本債券の名称ならびに売出人の名称が記載される。また、発行登録目論見書の表紙に「クライメート・アウェアネス・ボンド(Climate Awareness Bonds)～気候変動への意識を高めるための債券～」という文言が挿入される。さらに、売出人が投資者に対して交付する「メキシコ・ペソ建債券の為替のお取扱いについて」、「ブラジル・リアル建債券(円貨決済型)の為替のお取扱いについて」および「インド・ルピー建債券(円貨決済型)の為替のお取扱いについて」と題する書面および「無登録格付に関する説明書」が表紙の直後のページに挿入掲載される。

さらに、以下の文言が表紙裏面に記載される。「『メキシコ・ペソ建債券の為替のお取扱いについて』、『ブラジル・リアル建債券(円貨決済型)の為替のお取扱いについて』および『インド・ルピー建債券(円貨決済型)の為替のお取扱いについて』と題する書面ならびに『無登録格付に関する説明書』は、日本の投資家の利便性のために売出人によって作成されたものであり、発行者である欧州投資銀行(「EIB」)は、これらの書類の内容について、その正確性および完全性を確認および承認していません。EIBは、本書のこれらの部分の正確性について、いかなる責任も負いません。」

売出取扱人用の発行登録目論見書は、表紙に発行者の名称およびロゴ、本債券の名称ならびに売出人の名称が記載される。また、発行登録目論見書の表紙に「クライメート・アウェアネス・ボンド(Climate Awareness Bonds)～気候変動への意識を高めるための債券～」という文言が挿入される。さらに、売出人が投資者に対して交付する「無登録格付に関する説明書」が表紙の直後のページに挿入掲載される。

さらに、以下の文言が表紙裏面に記載される。「『無登録格付に関する説明書』は、日本の投資家の利便性のために売出人によって作成されたものであり、発行者である欧州投資銀行(「EIB」)は、この書類の内容について、その正確性および完全性を確認および承認していません。EIBは、本書のこの部分の正確性について、いかなる責任も負いません。」


また、以下の内容が、発行登録目論見書の目次頁と「第一部 証券情報」の見出しとの間に挿入される。

EIBとサステナビリティ・ファンディング

EIB - 気候変動対策の先進的存在

- 欧州投資銀行(EIB)は、ムーディーズ/S&P/フィッチによる格付がそれぞれAaa/AAA/AAAであり、EUの主導的役割を果たす最大の国際金融機関です。
- EIBは世界最大の気候変動ファイナンスの提供者の1つであり、以下のとおり、この分野で意欲的な目標を設定しています。
 - 2020年末までに、EIBグループのすべての融資活動をパリ協定の目標に合致させる
 - 2021年末から、排出量低減が見込めない化石燃料のエネルギープロジェクトに対する融資を終了する
 - 2025年までに、気候対策行動・環境サステナビリティに関するEIBの融資の割合を50%以上にする
 - 2030年までの10年間で、気候対策行動・環境サステナブル投資に1兆ユーロの資金を解放し支援を行っていく

EIBは2007年に世界初のグリーンボンドを発行し、現在はグリーンボンドの最大の国際的な発行体となっています。



EIBの持続可能性(サステナビリティ)に関する資金調達(2020年2月12日現在)

	気候変動への意欲を高めるための債券(CAB)	持続可能性への意欲を高めるための債券(SAB)
意義	気候変動の緩和	環境および社会的目標の達成
規模	277 億ユーロ(発行総額) 10 億ユーロ(2020年初末)	14 億ユーロ(発行総額) 2 億 5,000 万ユーロ(2020年初末)
通貨	日本円を含む 13 通貨	ユーロおよびスウェーデンクローナ
調達資金の使途	気候変動の緩和目的 (温室効果ガス排出の回避もしくは削減、 または温室効果ガスの除去の強化)	(気候以外の)環境目的および社会目的
準拠フレームワーク	改正が進む EU のサステナブル・ファイナンス法に沿って調達資金の使途の記載要項を整備 (SAB - 2018 年 9 月の開始以降、CAB - 2019 年以降)	国際資本市場協会の「サステナビリティボンド・ガイドライン」

CAB:レポーティングおよび外部評価

- CAB年次フレームワーク:CABの管理・配分の詳細およびインパクト・レポーティング(影響評価報告)(債券別、プロジェクト別)
- KPMG(独立監査人)によるCAB年次フレームワークの監査(合理的保証付き)
- EIBの手法とEUグリーンボンド基準案とのすり合わせ

EIBがつけた「先鞭」

- 世界初のグリーンボンド(2007年)発行、公的発行体として初めての各種通貨建てグリーンボンドの発行(ユーロ:2007年、カナダドル:2015年、デンマーククローネ:2019年など)
- 初の調達資金配分報告書(2009年)、初の影響評価報告書(2015年)、初の独立監査人による合理的保証報告書(2016年)
- 策定中のEUサステナビリティ・タクソノミに沿った調達資金の使途の記載要項を付した初の債券発行
 - SAB:ユーロ(2018年9月)、スウェーデンクローナ(2019年9月)
 - CAB:ユーロ(2019年4月)、ポーランドズロチおよび豪ドル(2019年5月)、デンマーククローネ(2019年6月)、英ポンド(2019年7月)、米ドル(2019年10月)、カナダドル(2020年1月)

EUのサステナブル・ファイナンスに関する課題とEIB

- 2018年3月、欧州委員会は、10項目からなる「持続可能な成長へのファイナンス」行動計画を開始し、その後、サステナブル投資を促進するための「タクソノミ(類型)構築に関する規則案」を含む、最初の主要な行動を実施する一連の取組みも開始しました。
 - 上記のタクソノミに関する規則は、「経済活動が環境面で持続可能であるかを判断する基準を確立すること、すなわち持続可能性に関するタクソノミ(「EUサステナビリティ・タクソノミ」)をまとめることを目指しています。
 - EIBは、改正が進むEU法制に沿ってCAB適格を順次拡張していくことができるように、CABに関する記載要項を策定中のEUサステナビリティ・タクソノミに合わせた最初の発行体です。この拡張は、適格基準の進歩的な応用および所要の手続きやITインフラの確立を通じて達成されることとなります。
- 2019年6月、EUサステナビリティ・タクソノミ(気候変動の緩和と応用)およびEUグリーンボンド基準に関する最初の報告書が公表されました。
- 2019年12月、タクソノミに関する規則について、欧州理事会と欧州議会の間で政治的合意に達しました。この規則は現在、2020年末までに採択される予定です。

2018年CABフレームワークにより調達資金を配分されたプロジェクトの事例

▶ベルギーの北方洋上風力発電所の建設

目的: …………… 洋上風力発電所の建設による再生可能エネルギーの供給

予測される効果: …………… プロジェクト実績の代表年の温室効果ガス相対排出量:二酸化炭素593,000トンの削減

融資額: …………… 4億3,790万ユーロ



▶モロッコの太陽光発電所の建設

目的: …………… 太陽光発電所の建設による再生可能エネルギーの供給

予測される効果: …………… プロジェクト実績の代表年の温室効果ガス相対排出量:二酸化炭素276,000トンの削減

融資額: …………… 8,890万ユーロ



上記のプロジェクトおよびCABフレームワークの詳細については、下記URL(英語)をご参照ください。
www.eib.org/attachments/fi/eib-cab-framework-31-12-2018-signed_secured.pdf

※上記は例示のみを目的としており、過去にCABの配分対象となったプロジェクトに言及したものです。CAB発行による調達資金の配分は、上記のプロジェクトや分野に限定されません。投資家は個々のプロジェクトのリスクを負うことはありません。

予測される効果は、独立監査法人による合理的保証により監査を受けた、2019年6月の「2018年CABフレームワーク」公表時のEIBによる技術評価を反映しています。

さらに、以下の文言が、発行登録目論見書の目次頁と「第一部 証券情報」の見出しの間に記載される。

「クライメート・アウェアネス・ボンド（気候変動への意識を高めるための債券）
フレームワークにおける調達資金の用途について

欧州連合条約は、欧州の持続可能（サステナブル）な開発に向けて機能する域内市場の設立を目指している。適切な規制環境の確保は、EUの資本市場同盟の優先分野である。欧州委員会の「持続可能な成長へのファイナンス」行動計画は、資本フローの方向性を再調整してサステナブル投資に向けるよう策定されている。

この目的において、2018年5月の規制案（以下「本規制案」という。）は、企業に対し、持続可能性に対する共通理解を深めることにより、持続可能課題に係る活動のインパクトを評価するよう促すことを目指している。本規制案は、欧州連合が以下の実施について尽力することを明確に示している。

- 国連の持続可能な開発のための2030アジェンダ（特に、同アジェンダの持続可能な開発目標をすべての活動および政策イニシアチブに取り入れること）
- パリ協定（特に、資金フローを温室効果ガス排出削減の道程に対応させること）

EIBの任務は、欧州連合の利益となるよう、域内市場の均衡のとれた安定的な発展に貢献することである。2007年7月、EIBは、EUエネルギー行動計画に合わせて、再生可能エネルギーとエネルギー効率化に重点を置いた初の「気候変動への意識を高めるための債券」（以下「CAB」または「環境貢献債」という。）を発行した。その目標は、厳密な適格性基準を通じて融資の実行の説明責任を強化すること、および透明性のあるインパクト評価を資本市場に提供することであった。

EIBはかかるCABにつき、再生可能エネルギー、エネルギー効率化およびその他の気候変動緩和に大きく寄与する活動を対象に含めるため、同様のアプローチを展開している。本規制案には、「経済活動が、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることに大きく寄与する場合、当該活動は気候変動を大幅に緩和するものとみなされる」と記載されている。

CABの調達資金は、改正が進むEUのサステナブル・ファイナンス法制および関連する技術専門家グループの決定に沿うように、EIBが実行する融資のうち、プロセスや商品のイノベーション等の手段を通じた温室効果ガス排出の回避もしくは削減または温室効果ガスの除去の強化によりこの目的に寄与する活動について行うものに対して配分される。

気候変動緩和に大きく寄与するとみなされる活動および手段は、EUの法制の動向（検討の条件を定めるために欧州委員会が行う技術的審査基準の設定および更新を含む。）に照らして変更される場合がある。当該変更は、債券保有者には通知されない。

本債券の発行による調達資金（ユーロに転換される場合がある。）は、EIBのトレジャリー部門内で、短期金融市場業務ポートフォリオのサブポートフォリオに充当される。本債券が償還されるまでの期間、適格融資プロジェクトへの融資実施額と同額分、サブポートフォリオの残高は減少する。かかる融資が実行されるまでの間、サブポートフォリオは短期金融市場商品に投資される。」

< 本債券以外の債券に関する情報 >